○文書規程の一部を改正する訓令

宮

次

目

規 則

○県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

**税** 

務

課

○復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部

を改正する規則 訓 令 甲

○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する

○職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令 訓令

入

事

同

(私学文書課)

Ξ

○住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の開示に係る費用等 ○収納計器取扱いに関する事務を行なう者の指定

**税** (市町村

務

課

Ξ Ξ

 $\equiv$ 

課

監查委員

○宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

規

則

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

○宮城県規則第二十三号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

県税に関する証明等手数料条例施行規則 (昭和三十四年宮城県規則第七十四号) の一部を次のよう

行

城 宮

(総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

本町三丁目8番1号 ページ

○宮城県規則第二十四号

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則 ( 平成二十四年宮城県規則第十八 復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。

同

別記様式 ((その一) から (その三) までを除く。) を次のように改める。

に改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公 平成二十五年三月二十九日

(2) 別記様式 (第2条関係)

報 +県内の主たる事務所 又は事業所所在地 住所又は本店所在地 凩 宮城県 設又は増設した設を設め、等 勘 炒 與 受付印 M 命の ᆰ 加 華 □▷ 種 夵 施建 攺 畏 鰈 严 炒 東日本大震災の被災者臨時特例に関する法 操業開始日 (事業の用に供した日) 認定復興推進計画 名 깺 热 刑责 能 能 祚 設着 迿 # 併 併 在 涠 半年 9 Ш Ш |X|佲 Ш Ш9 Ш Ш 分 . C 称 箈 书 粢 東日本大震災復興特別区域法 笳 等に係る国税関係法律の規定の適用の # 平成 平成 平成 平成 뺉 卍 甽 Ш 第37条 併 併 併 併 平成 律有 ご無 第39条 回 Ш 回 併 田 恤 Ш 第40条 Ш  $\square$  $\square$ Ш 熊

(記載要領)

のうち、その指定を受けたものに「○」を記入すること(複数回答可) 「課税特例の区分」欄については,東日本大震災復興特別区域法第37条,第39条及び第40条

住所又は本店所在地

氏名又は名称

代表者氏名 T E L

끔

別記様式 (その三) 中「(水)」を削る

附 則

(施行期日)

この規則は、 平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2

の規定による別記様式とみなす。 については、当分の間、改正後の復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則 改正前の復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による別記様式

## 令 甲

訓

○宮城県訓令甲第八号

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

Ш

第五条中「廃棄物対策課」 を「循環型社会推進課」に改める。

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程(昭和六十年宮城県訓令甲第九号)

の一部を

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

宮城県知事

村

井

嘉

浩

附 則 次のように改正する。

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第九号

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める

平成二十五年三月二十九日

Ш

宮城県知事

村

井

嘉

浩

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費支給規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える

三項 (ただし書を除く。) 及び第四項に規定する車賃の額から同号口に掲げる額を減じて得た額 ルを超えるときは、条例第二十七条第一項第四号口に掲げる額のほか、条例第十九条第二項、 旅行者が在勤地内を自家用自動車等を利用して旅行する場合で、その行程が二十五キロメー 第

を車賃として支給する。

(3)	平成25年3月29日 金曜E				3	宮			城			公報		報							号外第16号				
○宮城県告示第二百九十九号	告示	今	附 則 農地復興推進室」に改める。「農整第 号 農村整備課 に改める。	「長政第号長寿社会政策課」に、「農整第号農村整備課」を	ねんりん第 号 ねんりんピック推進室」を「長政第 号 長寿社会政策課	廃対第 号 廃棄物対策課 」を「循社第 号 循環型社会推進課」に、「循環第 号 資源循環推進課	再工ネ第 号 再生可能エネルギー室」に、「環政第 号 環境政策課	別表第一第二号②中「環政第号環境政策課」を	文書規程(昭和四十三年宮城県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。	文書規程の一部を改正する訓令	宮城県知事 村 井 嘉 浩	平成二十五年三月二十九日	文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	○宮城県訓令甲第十号	た旅行については、なお従前の例による。	に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了し	に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間	2 改正後の職員等の旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。) 以後	(経過措置)	1 この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。	(施行期日)	附則	とができるものとし、当該支給額は、旅行雑費として取り扱うものとする。	当該旅行に伴い有料の道路又は駐車場の料金を支払つた場合は、当該料金の実費額を支給するこ	六 旅行者が在勤地内において旅行する際、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により

費用等)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。 平成十四年宮城県告示第七百四十号 (住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の開示に係る

第十一条第二項に次の一号を加える。

平成二十五年三月二十九日

「第六条第二項」を「第九条第二項」に改める。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県告示第三百号

次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。 収納計器取扱いに関する事務を行なう者の指定(昭和四十七年宮城県告示第三百十二号)の一部を

平成二十五年三月二十九日

議所」に改める。 「行なう」を「行う」に、「社団法人 宮城県自動車会議所」を「一般社団法人 宮城県自動車会

宮城県知事

村

井

嘉

浩

## 監 查 委 員

○宮城県監査委員訓令第二号

宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

宮城県代表監査委員

遊

佐

勘左衛門

宮城県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

正する。 宮城県監査委員事務局処務規程(昭和五十八年宮城県監査委員訓令第一号)の一部を次のように改

第五条第三項の表中

参 事 総括整理する。 上司の命を受け、重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに特定事項を

を

¬ 理 参 事 事 総括整理する。 上司の命を受け、重要事項についての企画及び立案に参画し、並びに特定事項を 上司の命を受け、特定重要事項を掌理する。

に改める。